

東労発基 0604 第 2 号
令和 7 年 6 月 4 日

各 位

東京労働局長



熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃より安全衛生行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年の東京労働局管内の熱中症による休業 4 日以上の死傷者数は 106 人と、前年と比べて 4 人減少したものの、平成 10 年の集計開始以降、過去 2 番目に多く、そのうち 4 人の労働者がお亡くなりになられております。

死傷者数を業種別にみると、建設業が 22 人と最も多く、警備業が 20 人、陸上貨物運送業が 16 人と続いています。また、熱中症は 5 月から発生しており、今後、暑さ指数が急激に上昇するなど、熱中症が多く発生する時季となるので、各事業場における熱中症予防対策の取組の徹底が求められます。

つきましては、令和 7 年「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施要綱や 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生規則の内容に基づき、より一層の熱中症予防対策の徹底を図るとともに、下記の事項について重点的に取り組むよう要請いたします。

記

- 1 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。
- 2 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと。
- 3 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。